

第2号議案

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

個人番号を利用することができる事務を追加するため提案する。

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市個人番号の利用に関する条例（平成27年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中8の項を10の項とし、2の項から7の項までを2項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 市長	蒲郡市遺児手当支給条例（昭和48年蒲郡市条例第3号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により市が処理することとされた遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中8の項を10の項とし、2の項から7の項までを2項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 市長	蒲郡市遺児手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	愛知県事務処理特例条例の規定により市が処理することとされた遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。